

主として扶養申請者の生活に必要な費用が被保険者によってまかなわれている。

被保険者が得てる収入によって扶養申請者の主な暮らしが成り立っている。

上記の場合に「生計維持関係がある」といえます。



生計維持関係があるとは、以下のすべてに該当する場合を言います。

同居の場合

- ・被扶養者の年間収入が被扶養者認定の基準内であること。
- ・被保険者が被扶養者の生活費(家賃・光熱費・食費など)の大半を負担している。
- ・被保険者による被扶養者の生活費の負担が毎月、継続的に行なわれている。
- ・被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入の2分の1未満である。

別居の場合

- ・被扶養者の年間収入が被扶養者認定の基準内であること。
- ・被保険者が被扶養者の生活費(家賃・光熱費・食費など)の大半を負担している。
- ・被保険者による被扶養者の生活費の負担が毎月、継続的に行なわれている。
- ・被扶養者の年間収入が被保険者からの援助(送金)額より少ないこと。

但し、以上の基準により被扶養者の認定を行なうことが実態と著しくかけ離れており、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行なうこととなります。